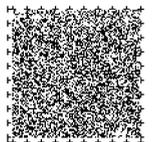


令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

第3次 甲府市成年後見制度 利用促進基本計画



令和6(2024)年3月 甲府市

専用アプリをインストールしたスマートフォンやタブレット、
専用の読み取り装置を使用することで、文章を音声で聴くことができます。

❖ 成年後見制度とは

成年後見制度 は、

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって
ひとりで決めることに不安や心配のある人を法的に保護し、
いろいろな契約や手続きをするときに本人の意思を尊重して
支援する制度です。

「成年後見人」などが、あなたの気持ちを
確かめながら、お金の使い方やいろ
いろな契約や手続きを助けてくれます。



成年後見人などがお手伝いします！



医療や福祉サービスの手続きや契約が
難しくてわからない

- ▶ わかりやすく説明してくれたり、
あなたに代わって手続きや契約をしてくれたりします。



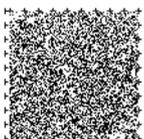
よくわからないまま
いらぬものを買わされそうになる

- ▶ 買うか買わないか一緒に考えてくれたり、
まちがって買ってしまったときは、
取り消してくれたりします。



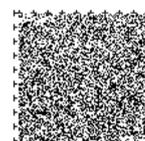
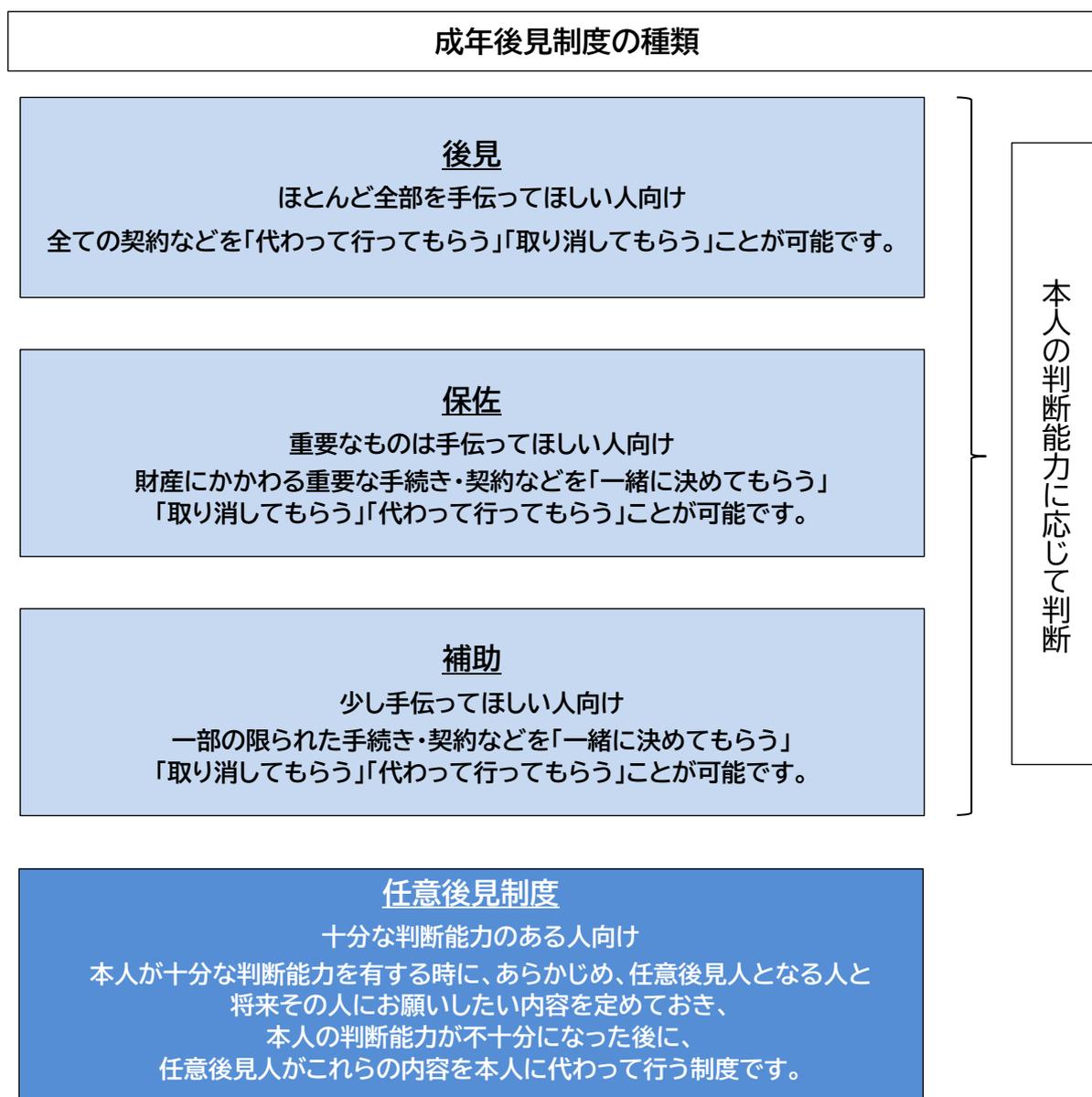
もの忘れが多くてお金をついつい使ってしまう

- ▶ お金の出し入れを一緒に考えてくれたり、
保険料や税金の支払を手伝ってくれたりします。



認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスの利用等に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益であっても契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な人を法的に保護し、本人の意思を尊重して支援する意思決定支援が成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。



❖ 計画策定の目的

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画はこれに基づき策定するものです。

❖ 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。「高齢者いきいき甲府プラン」及び「甲府市障がい者福祉計画」との整合を図る観点からも、両計画と期間を一致させたものとなっています。

❖ 本人・親族・地域の方へ

●成年後見制度を利用するまでの流れ

必要な書類を家庭裁判所に届けてから、利用開始まで約2か月かかります。

①

・地域の相談窓口へ相談

65歳以上の高齢者の方は、お住まいの地域の担当地域包括支援センターへ、65歳未満の障がいをお持ちの方は、甲府市障害者基幹相談支援センターりんくへ、65歳未満で障がいをお持ちでない方は、福祉後見サポートセンターこうふ(甲府市社会福祉協議会)へご相談ください。

→住所や電話番号は「●甲府市における成年後見制度等に関する相談窓口」(p.4記載)をご確認ください

②

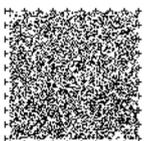
・家庭裁判所へ申立て

診断書と必要な書類、手数料などをご用意ください。本人の状況や状態などをお聞きすることがあります。

③

・成年後見人等が決定し、成年後見制度の利用が開始される

成年後見人等は家庭裁判所が選びます。本人が希望する人が成年後見人等には選ばれない場合や、専門家などから選ばれる場合があります。

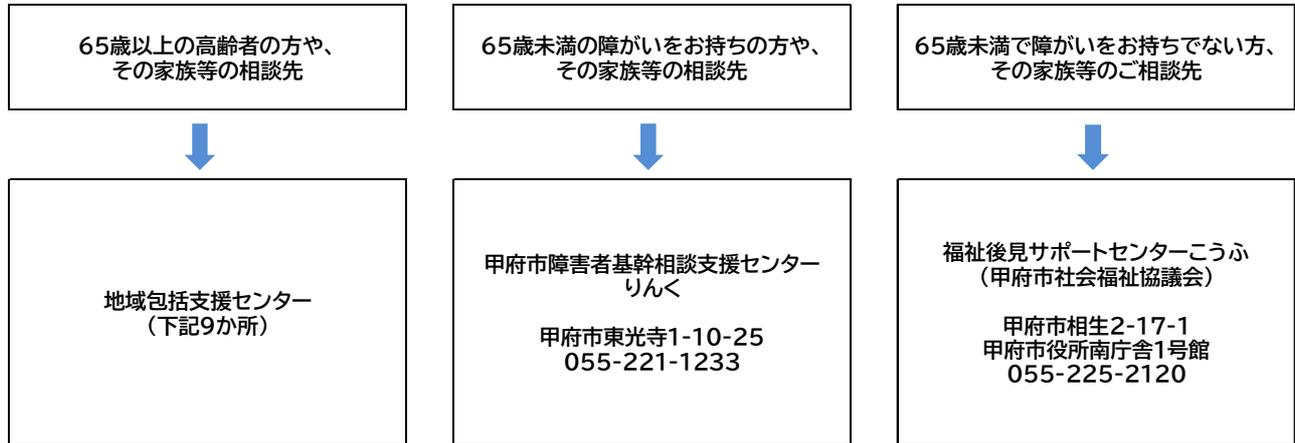


●甲府市における成年後見制度等に関する相談窓口

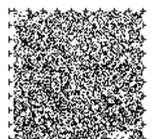
甲府市では、成年後見制度による支援が必要な市民が制度を利用できるように、制度の普及に取り組むとともに利用の支援を行います。

成年後見制度を必要とする本人だけでなく、その家族や支援者の方も不安やご心配がありましたらまずはお気軽にご連絡ください。

甲府市 成年後見制度 相談先

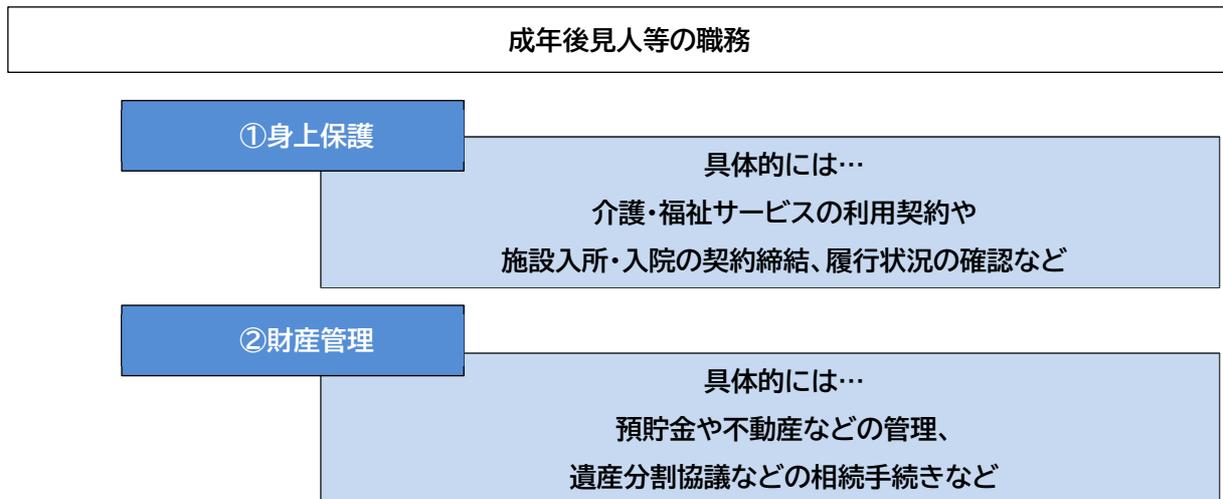


<p>地域包括支援センター</p>		
<p>東ほうかつ 甲府市城東4-13-15 055-233-6421</p> <p>南東ほうかつ 甲府市国玉町951-1 055-223-0103</p> <p>西ほうかつ 甲府市上石田1-8-20 055-220-7677</p>	<p>南西ほうかつ 甲府市大里町5315 055-220-2315</p> <p>南ほうかつ 甲府市住吉5-24-14 055-242-2055</p> <p>北東ほうかつ 甲府市塚原町359 055-252-3398</p>	<p>北西ほうかつ 甲府市羽黒町1657-5 055-252-4165</p> <p>中央ほうかつ 甲府市丸の内2-9-28 勤医協駅前ビル4階 055-225-2345</p> <p>笛南ほうかつ 甲府市下向山町910 甲府市健康の杜センター(アネシス) 055-266-4220</p>



●成年後見人等が支援できることと、できないこと

認知症や障がいの程度によって、成年後見人等が支援する内容は変わります。本人がどのような支援を望んでいるのかを尊重します。

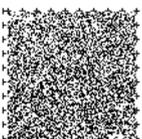


<成年後見人等が支援できること>

- ・ 福祉サービス・介護の手続きや契約のお手伝い
- ・ 保険料や税金の支払や、お金の出し入れのお手伝い
- ・ よくわからずにした契約の取消
- ・ 定期的な訪問や状況の確認
- ・ 入院や、施設への入所の手続きのお手伝い
- ・ 書類の確認や、施設などへの改善の申し入れ など

<成年後見人等が支援できないこと>

- ・ 食事をつくる
- ・ 掃除をする
- ・ ティッシュなどの日用品の買いものを代わりにする
- ・ 手術をする、しないを決める
- ・ 実際に介護する
- ・ 毎日のように来てもらったり、話相手になってもらう など



❖ 成年後見人等として活動することを検討している方へ

判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で尊厳をもって生活するためには、成年後見人等の役割が今後ますます重要になっていきます。成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。

●市民後見人

親族後見人や専門職後見人ではない、市民による成年後見人等は「市民後見人」と呼ばれます。甲府市では、「甲府市市民後見人養成研修」を開設しており、「市民後見人コース」では、市民後見人として活動を考えている人が成年後見制度について学ぶことができます。

●親族後見人

親族が成年後見人等になる場合、「親族後見人」と呼ばれます。甲府市では、「甲府市市民後見人養成研修」を開設しており、「親族後見人コース」では、親族後見人として活動を考えている人が成年後見制度について学ぶことができます。

●専門職後見人

法律や福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)による成年後見人等は「専門職後見人」と呼ばれます。

●法人後見

社会福祉法人や一般社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になることを「法人後見」といいます。

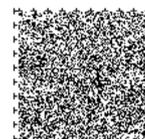
甲府市における成年後見制度等に関する相談窓口

福祉後見サポートセンターこうふでは、成年後見制度に関する相談に応じるほか、市民後見人の養成・育成や活動支援、親族後見人の相談や支援を行います。

福祉後見サポートセンターこうふ(甲府市社会福祉協議会)

住所 〒400-0858 甲府市相生 2-17-1 甲府市役所南庁舎 1 号館

電話 055-225-2120



❖ 成年後見制度を取り巻く現状と課題

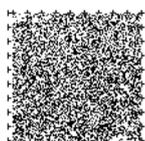
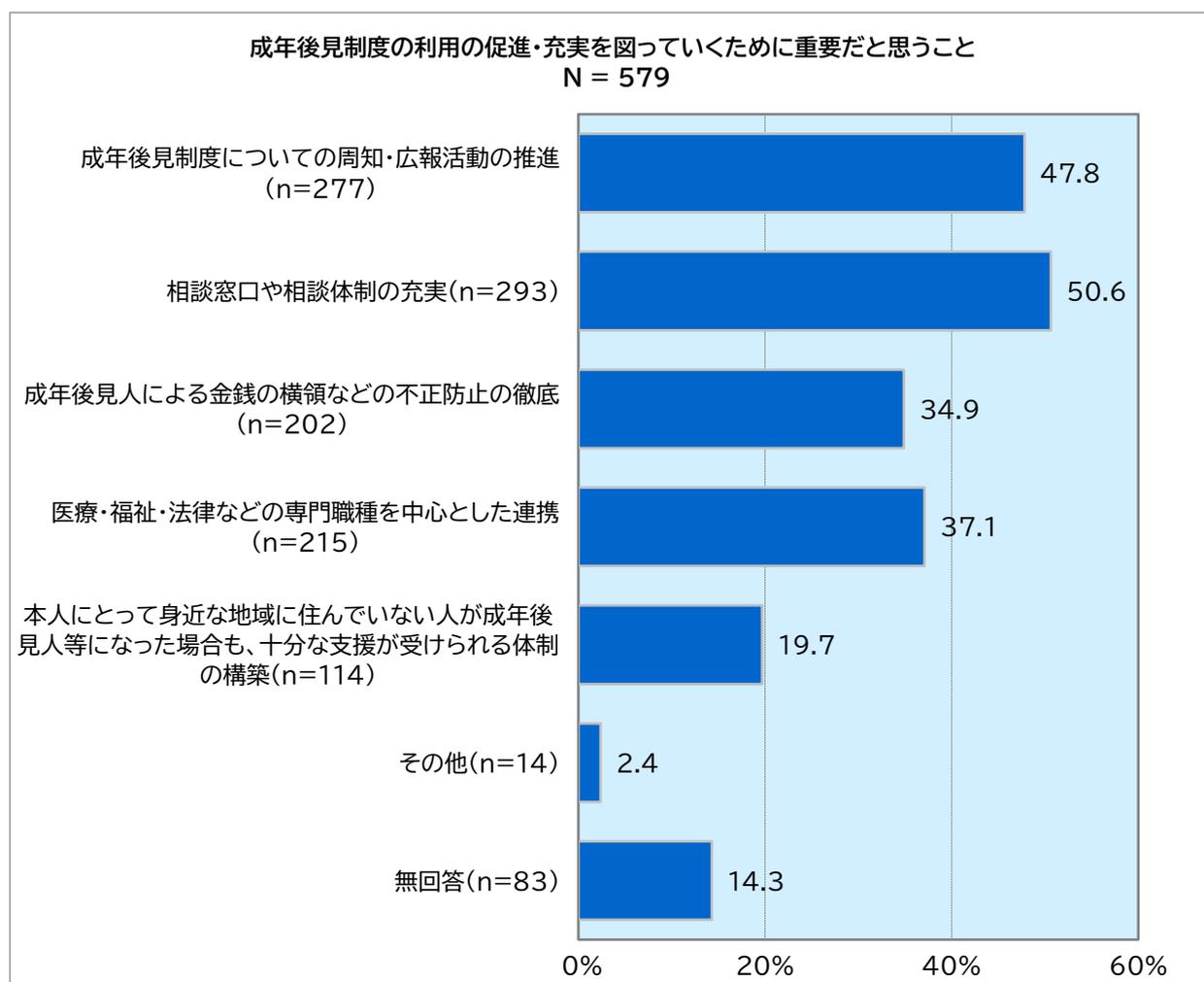
甲府市の現状や、本計画の策定にあたって実施したアンケートの結果等を踏まえた課題を示します。

<相談窓口や相談体制の充実>

アンケート調査の結果では、成年後見制度の利用の促進・充実を図っていくために重要だと思うこととして、「相談窓口や相談体制の充実」が 50.6%と最多となったことから、引き続き中核機関を中心とした相談窓口や相談体制の機能充実を図ることが必要です。

<医療・福祉・法律などの専門職種を中心とした連携の強化>

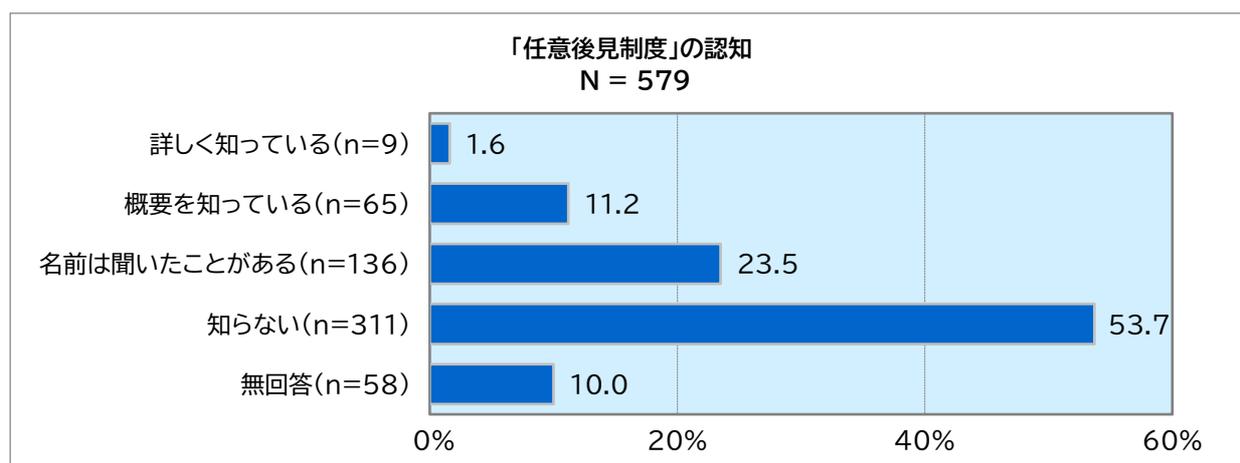
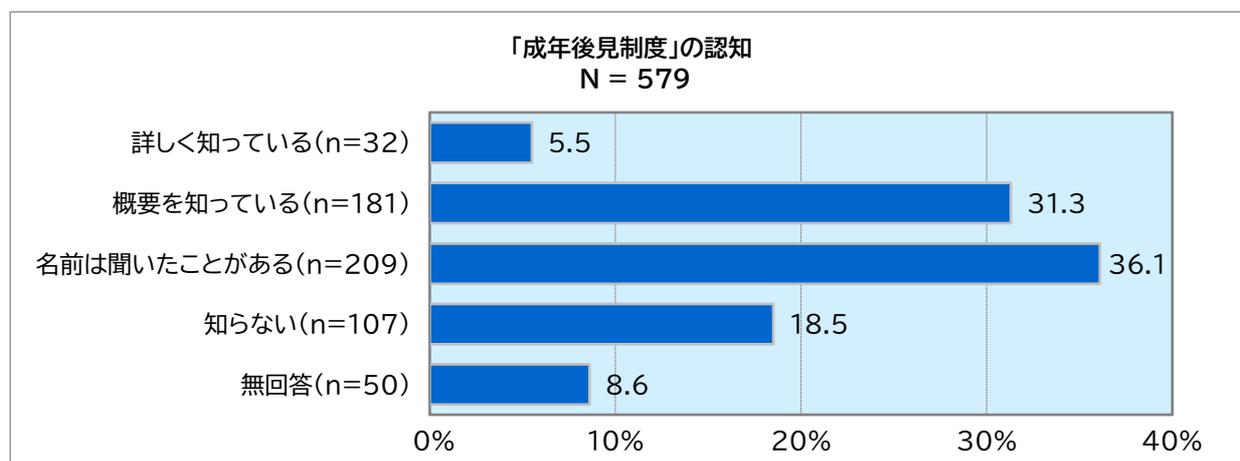
アンケート調査の結果では、「医療・福祉・法律などの専門職種を中心とした連携」が必要との意見が 37.1%ありました。制度を円滑に運営するためには、本人と成年後見人等を、後見開始前から、後見開始後も切れ目なく支援できるチームづくりを促進する体制が必要です。



<市民への成年後見制度の周知・啓発>

アンケート調査の結果では、成年後見制度の認知度(※)は 72.9%となり、前回(令和 2 (2020)年度)の 77.3%と比べて 4.4%低下していたことや、「任意後見制度の認知」は「知らない」が最多で 53.7%となっていることから、より一層の普及啓発活動が必要と言えます。

※「詳しく知っている」「概要を知っている」「名前を聞いたことがある」と回答した人の割合から算出



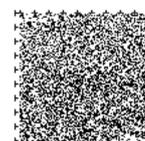
●アンケートについて

市内に住む 65 歳以上の人を対象としたアンケート調査を実施し、高齢者の活躍や健康に対する意見等を把握しました。

調査は、令和5(2023)年 7 月 11 日現在で、市内に住む 65 歳以上の人から無作為に抽出した 1,100 人に発送しました。

■回収数: 579 票(回収率:52.6%)

■調査期間: 令和5(2023)年7月 10 日(月)~7月 28 日(金)



<市民後見人の養成>

市民後見人養成については、現行計画の期間において、新たな取組として市民後見人養成研修前のオリエンテーションを実施しました。

市民後見人養成研修(市民後見人養成コース)を修了した人のうち、市民後見人として活動することを希望する人は、甲府市市民後見人活動バンクへの登録が必要になります。しかし、バンク登録(25名)から実際の市民後見人活動までつながった人数は2名と少ないことから、市民後見人養成講座の受講者数の増加と同時に、本人と市民後見人候補者のマッチングにも力を入れる必要があると言えます。

市民後見人活動バンク登録数

年度 区分	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
新規名簿 登録者数	5人	10人	4人	0人	5人	6人
名簿登録者 総数	5人	15人	19人	18人	19人	25人

❖ 成年後見制度に関する Q&A

●使うと、お金がかかるの？

家族以外の人にお願いと、お金がかかります。手伝ってくれた人に、お金を払います。

金額は、**甲府家庭裁判所**が決めます。

お金を払ってしまうと暮らしていけなくなる人は、**甲府市が代わりに払ってくれる場合もあります。**

●使うまで、どれくらい時間がかかるの？

必要な書類を甲府家庭裁判所に届けてから、だいたい**2ヶ月**くらいかかります。

●手伝ってくれる人は、選べるの？

選べます。

○甲府家庭裁判所に届ける書類に、お願いしたい人の名前を書くことができます。

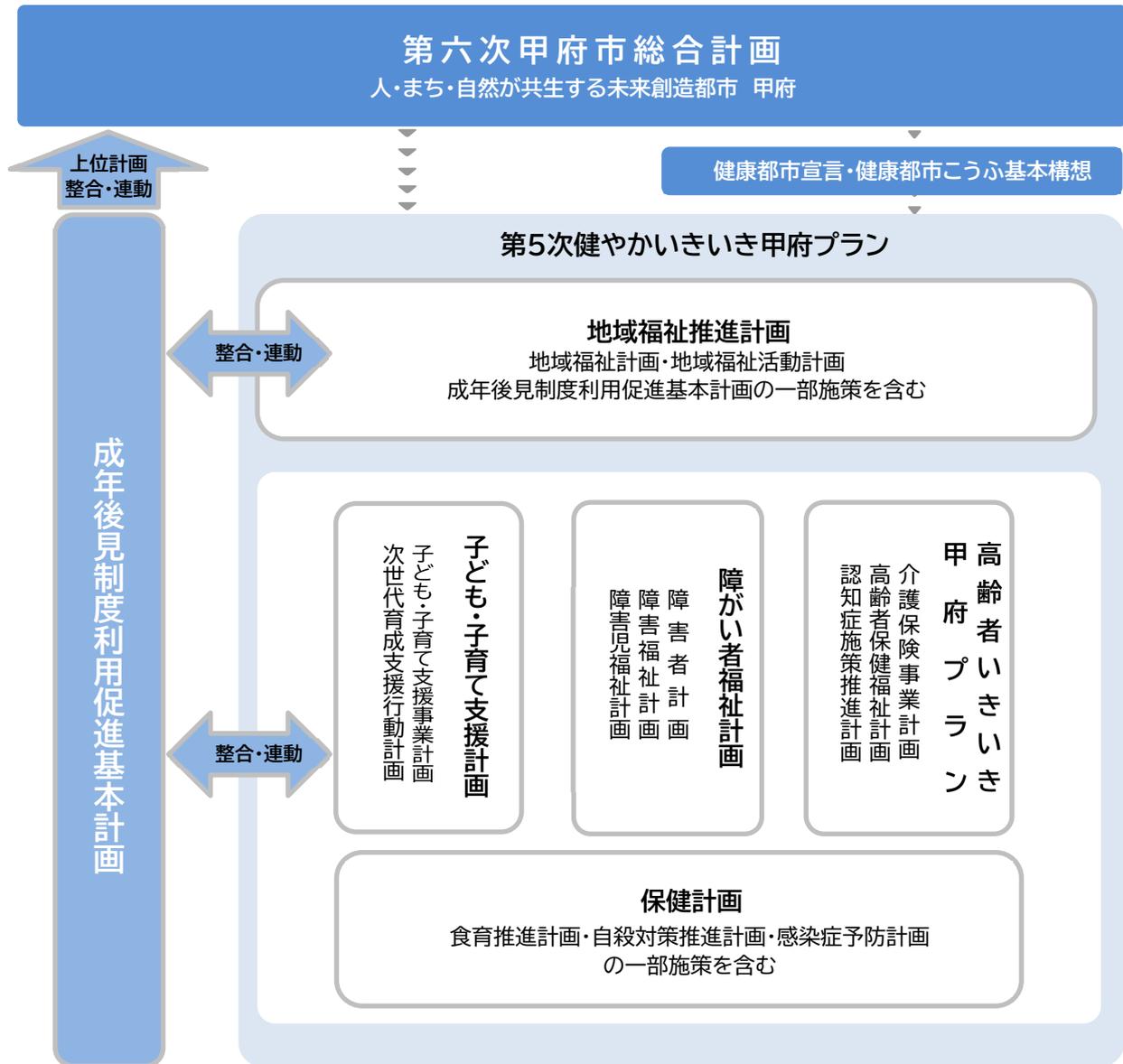
○お願いしたい人がいなければ、甲府家庭裁判所が決めてくれます。



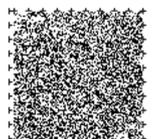
❖ 計画の位置づけ

本計画は、国の基本計画を勘案する中で、「第六次甲府市総合計画」の基本構想を踏まえています。また、「第5次健やかいきいき甲府プラン」を構成する5分野の個別計画において、「甲府市地域福祉推進計画」及び「高齢者いきいき甲府プラン」、「甲府市障がい者福祉計画」の権利擁護に関する施策との整合を図った計画となっています。

●他の分野別計画との関係図



※「子ども・子育て支援計画」については、令和7(2025)年3月の改定を予定しています。



❖ 特徴的な事業

アンケート調査などから抽出した課題に対応できるよう、5つの施策とともに9つの事業により、着実かつ効果的に事業を取り組んでまいります。本計画における特徴的な事業は、次のとおりです。

特徴的な事業① 計画目標1-施策1-事業1-取組3

市民向け啓発の実施

アンケート結果では、本市の成年後見制度の認知度は7割程度と比較的高い水準(72.9%)でしたが、利用意向については、他市と比較して「利用したい」と回答した人が2割程度と低い水準(27.1%)にあることに加え、「利用したいか分からない」と回答した人も4割程度(43.7%)いました。そのため、普及啓発の対象者を、判断能力が不十分な方々(親族含む)・支援関係者・一般市民ごとに分けて周知し、「利用したいか分からない」人を減らせるように、さらなる普及啓発活動を行います。

特徴的な事業② 計画目標2-施策4-事業5-取組14

市民後見人と専門職後見人(法律や福祉の専門家による成年後見人等)による複数後見等の受任

認知症高齢者の増加や障がい者の高齢化・重度化等により、権利擁護支援のニーズは更に増えていくことが見込まれており、成年後見人等の担い手不足が課題となっています。成年後見人等の担い手確保のため、市民後見人と専門職後見人の複数後見受任を目指していきます。具体的には、すでに専門職後見人が選任されている案件のうち、法的課題が解決した場合について、専門職後見人との伴走支援を経て、市民後見人に引き継いでいくことで、市民後見人にとっては安心した後見活動が可能となり、一方で、専門職後見人にとっては、後見業務の負担軽減につながります。



❖ 計画の基本理念・計画目標・施策体系

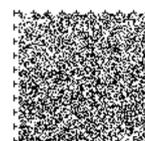
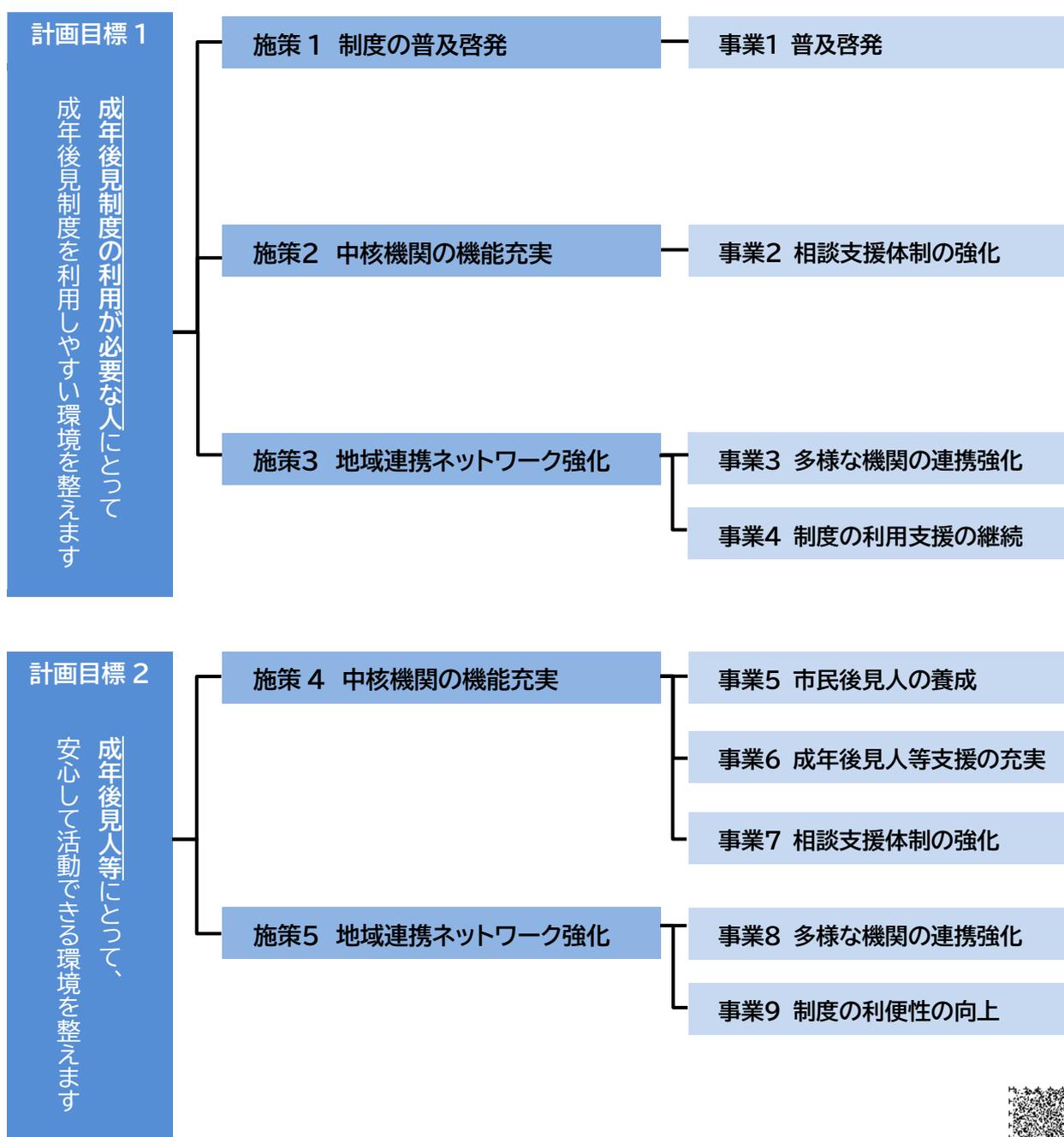
基本理念

誰もが尊重され 自分らしく暮らせる 権利擁護支援の推進

ひとりで決めることに不安のある人を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行うことで、認知症・知的障がい・精神障がい等の有無にかかわらず、全ての人が、尊厳のある自分らしい生活を続けられる「まち」を目指します。

計画目標

計画目標 1 は「成年後見制度の利用が必要な人(本人)」向けの内容、計画目標 2 は、「成年後見人等」向けの内容としました。



計画目標1 成年後見制度の利用が必要な人にとって、成年後見制度を利用しやすい環境を整えます

成年後見制度を利用している本人やその親族、また、これから成年後見制度を利用する人など、制度を取り巻く人の権利が守られるよう、環境を整えます。

施策1

制度の普及啓発

成年後見制度が市民に正しく理解されること、また、成年後見制度の利用が必要な人が利用へつながることを目指し、周知・啓発を図ります。

市広報誌・ホームページ・SNS・リーフレット等による広報のほか、勉強会や出前講座、講演会等の開催も行います。

【 主な事業と取組 】

事業1 普及啓発

取組1 成年後見制度や相談窓口の広報・周知

取組2 相談員等を対象とした成年後見制度に関する勉強会、出前講座等の開催

取組3 市民向け啓発の実施

施策2

中核機関の機能充実

成年後見制度を利用する本人やその親族、また、これから成年後見制度を利用する人の目線に立ち、中核機関が相談対応や個別案件を協議するため、定例会の開催、成年後見人等候補者の受任調整等を行います。

【 主な事業と取組 】

事業2 相談支援体制の強化

取組4 相談対応とケース会議の出席

取組5 個別案件を協議するための定例会の開催

取組6 本人の特性・状況に応じた個別具体的な受任・交代調整の実施

取組7 本人・親族向けのパンフレットの作成

取組8 一次相談機関の相談対応強化

施策3

地域連携ネットワーク強化

成年後見制度の利用が困難な状況にある人への支援や、多様な機関の連携、地域課題の解決に向けた検討などを行うことにより、成年後見制度を利用する人を、関係者が一体となって支える体制を構築します。

【 主な事業と取組 】

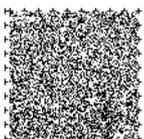
事業3 多様な機関の連携強化

取組9 利用促進や地域課題の解決に向けた協議会等の開催

取組10 他制度からの円滑な移行の促進

事業4 制度の利用支援の継続

取組11 制度利用が困難な状況にある人への支援



計画目標2 成年後見人等にとって、安心して活動できる環境を整えます

成年後見人等をはじめとした支援者が、安心感とやりがいをもって後見活動に取り組めるよう、環境を整えます。

施策4

中核機関の機能充実

市民後見人の養成や、成年後見人等への支援、また、相談支援体制の強化を通じて、成年後見人等をはじめとした支援者を多様な手段でサポートします。

【 主な事業と取組 】

事業5 市民後見人の養成

- 取組12 市民後見人養成研修の実施
- 取組13 民生委員等への市民後見人の啓発
- 取組14 市民後見人と専門職後見人による複数後見等の受任

事業6 後見人支援の充実

- 取組15 成年後見人等向けヒヤリハット集、HOW TO 本の作成
- 取組16 成年後見人等からの相談に対する支援の実施

事業7 相談支援体制の強化

- 取組17 障がいのある人との接し方についての勉強会
- 取組18 近隣自治体間における成年後見制度に係る情報共有の実施

施策5

地域連携ネットワーク強化

多様な機関の連携強化や、制度の利便性の向上に向けた検討を行うことで、後見開始後も本人と成年後見人等への切れ目のない支援を行います。

【 主な事業と取組 】

事業8 多様な機関の連携強化

- 取組19 法人後見団体相互間のネットワークの構築に向けた取組

事業9 制度の利便性の向上

- 取組20 市長申立案件のフォローアップ体制化
- 取組21 制度の利便性向上のための申請書類等の見直し



甲府市成年後見制度利用促進基本計画(概要版)

発行 令和6(2024)年3月

住所 〒400-8585
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話 055-237-1161(代表)
URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

この計画(概要版)は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。ユニバーサルデザインフォントとは、障がいのある人や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。

